



各位

 会社
 名
 日本製粉株式会社

 代表取締役社長小寺春樹
 (コード番号2001東証第1部・札証)

 問合せ先
 理事広報部長満生潔

 (TEL.03-3350-3900)

東福製粉株式会社株式(証券コード2006)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

日本製粉株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、東福製粉株式会社(コード番号:2006、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)第二部、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」といいます。)、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、東京証券取引所市場第二部及び福岡証券取引所に上場している対象者株式 2,263,000 株 (対象者が平成 26 年 5 月 15 日に提出した第 92 期第 2 四半期報告書(以下「第 92 期第 2 四半期報告書」といいます。)に記載された平成 26 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 10,000,000 株に対する割合(以下「株式所有割合」といいます。)22.63%(小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じとします。))を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。この度、当社は、本日開催の取締役会において、対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を2,837,000株(株式所有割合28.37%)としております。なお、本公開買付けにより当該2,837,000株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式(5,100,000株)の株式所有割合は51.00%であり、当社及び特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)及び対象者を除きます。)が所有することとなる対象者株式(6,142,960株)の株式所有割合は最大で61.43%となります。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(2,837,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、 法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限 (2,837,000株) 以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者が本日公表した「日本製粉株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、対象者が当社の連結子会社となることで、当社及び対象者の間で進めている開発、調達、製造、販売及び物流における協力関係を深化させることができると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価

値・株主価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。そして、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

当社並びに当社の子会社及び関連会社(以下「当社グループ」といいます。)は、製粉事業をコアビジネスにして、プレミックスなどの食品素材事業、パスタや家庭用グロッサリーなどの加工食品事業、冷凍生地や冷凍パスタなどの冷凍食品事業、弁当や惣菜を扱うデリカ事業と、食品事業を幅広く展開しております。さらに、健康食品や自然化粧品などのヘルスケア事業、ペットケア事業、バイオ関連事業を含め、各事業を有機的に連携させた多角化、海外事業の拡大を目指したグローバル化により、グループ事業の拡大を図っております。

当社グループは、平成 14 年4月以降、5次にわたる中期経営計画において、存在感のある多角的でグローバルな食品企業グループを目指し、事業構造の改革と業容拡大による収益基盤の強化に取り組みました。その結果、平成 13 年度と平成 25 年度との比較で、連結売上高は、2,079 億円から 2,871 億円へ、連結営業利益は、38 億円から 108 億円へと大きく伸長し、持続的な成長への道筋をつけることができました。

しかしながら、今日の食品業界では、販売競争の激化、食の安全・安心に対する消費者の関心の一層 の高まり、食品原材料の安定確保の困難化、関連諸制度の変更など、対処すべき課題は山積しておりま す。そのため、当社は、当社グループを取り巻く事業環境は、楽観できるものではなく、今後さらに厳 しくなるものと想定しております。

こうしたなか、当社グループは、先行き不透明な事業環境に鑑み、中期的な経営計画に代えて、これまでの基本施策、すなわち、「ローコストオペレーションの一層の推進」、「事業構造・事業ポートフォリオの再検証」及び「グループ全体最適経営の強化」を踏襲した単年度の経営基盤強化方針により、グループ事業全体の基盤強化を図ることとしました。

一方、対象者は、小麦粉、ミックス粉などの小麦その他農産物を原料とする物品の製造及び販売を主な事業の内容とし、また麺類、穀類など商品の仕入、販売などの事業を行っております。対象者は、「安全・安心のある製品の提供」「顧客に喜んで頂ける情報及び品質の提供」「お客様にご満足頂ける製品の製造及び管理」をモットーに、さらに新規顧客の開拓や企業の多角化と適正利潤の確保を目指すことを経営の基本方針に据えて事業に取り組み、地盤とする九州を中心として、製粉業界では一定の地位を築き上げて参りました。

しかしながら、製粉業界におきましては、原材料価格や電力料金などのコストが上昇する一方、消費者の節約・低価格志向を背景として販売競争が激化するなど、企業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、業界再編の機運も高まっております。このことは、対象者及び対象者の子会社(以下「対象者グループ」といいます。)についても例外ではなく、激しく変化する環境に適合した展開を図ることが必要になっております。

当社グループとしては、かかる状況のもと、先に述べた三つの基本施策を土台にして、事業基盤の強化を図っております。また、対象者グループにおいても、収益力の強化を目指し、様々な改革に取り組んでおります。

両社の協力関係を強化するために、当社は、段階的に対象者の普通株式を取得してきております。具体的には、まず、平成15年7月に相対取引で550,000株(発行済株式総数に対する割合5.50%)を取得したほか、当社と対象者が平成19年10月に業務提携基本契約を締結した際には、東京証券取引所

ToSTNeT 市場において、1,100,000 株 (発行済株式総数に対する割合 11.00%) を取得し、所有株式数を 1,799,000 株 (発行済株式総数に対する割合 17.99%) としております。さらに、平成 20 年 11 月には、東京証券取引所 ToSTNeT 市場において、201,000 株 (発行済株式総数に対する割合 2.01%) を取得し、所有株式数を 2,000,000 株 (発行済株式総数に対する割合 20.00%) とすることにより、対象者を当社の持分法適用関連会社といたしました。直近では、平成 26 年 3 月に、東京証券取引所 ToSTNeT 市場において、140,000 株 (発行済株式総数に対する割合 1.40%) を取得し、本日現在の所有株式数は 2,263,000 株 (発行済株式総数に対する割合 22.63%) となっております。

両社間では、これまでに開発・調達・製造・販売及び物流の各分野において、各種施策の検討・実施を進めており、平成19年10月には業務提携基本契約を締結しました。また、当社から対象者に対して、平成19年12月に取締役を、平成20年10月に技術顧問を派遣し、その他必要に応じて資金の提供(対象者による借入)などを行っております。

しかしながら、両社を取り巻く事業環境は益々厳しさを増していることから、両社は、双方の経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を融合し、その有効活用を加速させることにより、企業価値のさらなる向上に資するための施策を早期に実施することが急務であるとの判断で一致しております。

当社及び対象者においては、これまで実務担当者レベルで事業上の協力関係を構築し、相互に補完して事業を進めて参りましたが、さらに両社の事業の根幹を成す資産、経営資源、システム、ノウハウなどの相互提供・活用にまで踏み込んで、様々な分野において従来以上の事業シナジーを実現させるための施策の検討を進めております。このような状況のなか、当社及び対象者は、世界的な小麦相場の高騰や、外国産小麦の売り渡し制度の変更、将来的な少子高齢化の進行等による製粉事業を取り巻く昨今の厳しい事業環境に鑑み、将来に向けてお互いに連携した一層の企業競争力強化が急務と判断いたしました。また、製粉業界における業界再編の機運も高まっていることから、平成26年4月頃より両社間で検討を開始し、その後協議を進めてきた結果、両社が同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで協力しながら迅速な事業推進につとめることが、両社の企業価値の向上につながるとの共通認識に至りました。

なお、当社及び対象者は、事業シナジーを実現させ、より一層の企業価値向上を図るための具体的な 施策として、以下のものが考えられると判断しております。

① 開発戦略

- 当社及び対象者は、それぞれが多種にわたる商品を開発していますが、重複するところが少なくないのが現状です。両社の持つノウハウ・特許・人材等の開発資源を有効に活用することで、商品開発のスピードアップやコスト削減が期待できます。
- 対象者は昭和7年の創業以来、九州地域に拠点を構え、一貫して地域に根ざした原料調達・製造・販売を続けてまいりました。具体的には、九州は地場生産の小麦が多く、それを活用した地域性ある小麦粉・麺などの開発・製造・販売が挙げられます。また、80年を超える営業活動を通して、地域のお客さまと深い信頼関係が構築されています。このような地場優位性を経営資源として両社で最大活用して企業価値を高めてまいります。

② 調達戦略

- 当社福岡工場と対象者は近くに立地しており、製造する商品にも類似性があります。したがって商品製造に使用する資材類を共同購入することで、規模のメリットをこれまで以上に活かし、調達コストの低減化を実現することが可能となります。
- 九州地域は、小麦の一大産地であり、対象者は創業以来、生産者と強い関係を持ち、これらを 主原料として事業活動を展開してまいりました。今後は、この対象者が持つ原料調達面での強 みを両社で共有することが可能になります。

③ 製造戦略

● 両社の全体的生産性向上を目的として、共同製造計画のもとで相互の商品製造を融通しあい、

製造切替時に発生する手間や半製品のロス等を削減することが期待できます。

● 両社の製造ノウハウを活用し、当社が対象者の製造体制見直しを支援して製造コストの低減を 図ります。

④ 販売戦略

- 両社がそれぞれ得意とするお客様への販売活動に関わる資源を集中させる等、これまで以上に 踏み込んだ販売協力により、相互に顧客層を拡大できると考えます。
- 動象者の九州地域に根ざした地場販売力を活用し、九州地域での販売シェアの拡大を図ります。

⑤ 物流戦略

● 共同配送による配送ロットの大型化や、保管場所の集約等により、重複している物流コストの 低減が期待できます。

以上のように、当社は、両社間の提携関係をさらに強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す資産、経営資源、システム、ノウハウなどの相互提供・活用を推進し、上記の施策を実現させることによって、両社の企業価値をより一層向上させることが可能になると考えております。そして、そのためには、対象者が当社の連結子会社となることが望ましいとの結論に至ったことから、当社は、本日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付け後の経営方針については、本公開買付け成立後も、対象者グループには、現在の事業戦略を引き続き継続していただくとともに、当社との連携をさらに深め、両社の企業価値向上に資する施策を協力して推進していただくことを想定しております。

当社は、対象者が今後も継続して発展していくためには、対象者独自の企業文化、経営の自主性などを保持しつつ、新たな課題に取り組んでいくことが重要であると認識しており、本公開買付け実施後も、現在の経営陣及び従業員の皆様には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えております。

なお、本日現在、対象者取締役3名のうち1名は当社の顧問を兼務しているところ、当社は、現時点では、対象者の役員構成などのガバナンス体制の変更などは考えておりません。しかしながら、両社の事業協力関係をさらに深めていくために、必要に応じて、従業員等相互のより一層の人材交流の検討を進めていく方針です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式 2,263,000 株 (株式所有割合 22.63%) を所有して対象者を持分法適用関連会社としている状況等を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である 野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対して、対象者の株式価値の算定を依頼い たしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関し て、重要な利害関係を有しておりません。当社が野村證券から取得した対象者の株式価値に関す る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の概要については、下記「2.買付 け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、当 社及び対象者から独立した第三者算定機関である FA ソリューションズ株式会社(以下「FA ソリューションズ」といいます。)に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、FA ソリューションズは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

FA ソリューションズは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者は FA ソリューションズから平成 26 年 6 月 12 日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、対象者は FA ソリューションズから、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式 1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 100 円~110 円 類似会社比較法 : 114 円~137 円 DCF法 : 89 円~157 円

市場株価法では、平成 26 年 6 月 12 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場 第二部における基準日終値 100 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 100 円(小数点以下四捨五入。 以下、終値の単純平均値の計算において同様です。)、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 106 円及び 直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 110 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲は、100 円か ら 110 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、114円から137円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成26年9月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、89円から157円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは、当社との業務提携の推進による生産数量の増加に伴う製造効率の向上並びに小麦粉、ミックス粉及び乾麺類等商品の販売強化による増益を見込んでいるためとのことです。

③ 対象者における当社から独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定 の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社から独立した対象者顧問弁護士(リー ガル・アドバイザー)である林法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する 対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けている とのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見等については、本日開催の対象者 取締役会において、対象者取締役全3名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及 び決議に参加していない1名を除く取締役2名の全員一致により決議したとのことです。すなわ ち、対象者取締役のうち、池井一海氏は当社の顧問を兼務しているため、本公開買付けに関する 対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観 点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、ま た、対象者の立場において当社との協議及び交渉には参加していないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が当社の連結子会社となることで、

当社及び対象者の間で進めている開発、調達、製造、販売及び物流における協力関係を深化させることができると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である FA ソリューションズより取得した対象者株式価値算定書、並びに対象者における当社から独立した対象者顧問弁護士(リーガル・アドバイザー)である林法律事務所からの助言を踏まえたうえで、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、FA ソリューションズより取得した対象者株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、対象者監査役3名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのことです。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。他方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、対象者と対応方針を協議する予定ですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する具体的な予定はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部及び福岡証券取引所に上場しております。本公 開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株 式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限(2,837,000株)を設定しておりますので、 本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で 5,100,000 株 (株式所有割合: 51.00%) にとどまる予定であり、当社及び特別関係者(ただし、小規模所有者及び対象者を除きま す。) の対象者株式の所有株式数は、最大で 6,142,960 株(株式所有割合:61.43%)にとどまる予定で す。ただし、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程 第 601 条に規定される上場廃止基準(以下「東京証券取引所上場廃止基準」といいます。)のうち、① 株主数が、上場会社の事業年度の末日において 400 人未満である場合において、1年以内に 400 人以上 とならないとき、②流通株式の時価総額が、上場会社の事業年度の末日において5億円未満である場合 において、1年以内に5億円以上とならないとき、③時価総額が10億円未満である場合において、9 か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した 書面を3か月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に 10 億円以上となら ないとき、その他の東京証券取引所上場廃止基準に抵触する可能性があり、その場合には、所定の手続 きを経て上場廃止となります。対象者株式が東京証券取引所において上場廃止となった場合には、対象 者株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。また、本公開買付けの結果次第 では、対象者株式は、福岡証券取引所における株券上場廃止基準等第2条に規定される上場廃止基準 (以下「福岡証券取引所上場廃止基準」といいます。)のうち、①株主数(大株主上位 10 名(明らかに

固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。)が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき、②上場時価総額が5億円に満たない場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他福岡証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に福岡証券取引所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に5億円以上とならないとき(市況全般が急激に悪化した場合において、福岡証券取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあっては、福岡証券取引所がその都度定めるところによる。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき、その他の福岡証券取引所上場廃止基準に抵触する可能性があり、その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となります。対象者株式が福岡証券取引所において上場廃止となった場合には、対象者株式は福岡証券取引所において取引をすることができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が東京証券取引所上場廃止基準又は福岡証券取引所上場廃止 基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避 のための対応について誠実に協議し検討したうえで、対象者株式の上場維持に向けた方策を実行する予 定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件について、現在決定している事項はあ りません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1)対象者の概要

1	名			称	東福製粉株式会社	
2	所	7	在	地	福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号	클
3	代 表	き者の	役職・	氏名	代表取締役社長 野上 英一	
4	④ 事 業	業	内	容	小麦粉、ミックス粉等の小麦その他農産物	を原料とする物品の製造及び販
		未	F 1		売、麺類、穀類等商品の仕入、販売、倉庫	業、及び不動産賃貸事業
(5)	資	7	本	金	500 百万円 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	
6	設	<u> </u>	年 月	目	昭和7年10月9日	
7					日本製粉株式会社	22. 63%
					野上 英一	10.09%
					丸紅株式会社	7. 60%
					三井住友信託銀行株式会社	4. 76%
					(常任代理人日本トラスティ・サービス	
	大 株	主主及	び持株	比 率	信託銀行株式会社)	
	(平成	え26 年3	31 日	現在)	株式会社西日本シティ銀行	4. 76%
					株式会社福岡銀行	4. 00%
					木徳神糧株式会社	3. 47%
					田村 昭夫	3. 44%
					日新火災海上保険株式会社	3. 14%
					熊本製粉株式会社	3. 00%
8	上場会社と対象者の関係					
	資	本	関	係	当社は、本日現在、対象者株式 2,263,000	株(株式所有割合 22.63%)を
	京 学 闵 尔		ÞΚ	所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。		
	人	的	関	係	当社の顧問1名 (池井一海) は対象者取締	役を兼務しております。
	取	引	関	係	当社は、対象者から小麦粉の仕入や、対象	者に対して小麦粉、プレミック

					スの販売や必要に応じた資金の提供(対象者による借入)を行っておりま		
							す。
関	連	当	事	者	^	\mathcal{O}	対象者は、当社の持分法適用関連会社であるため、対象者は当社の関連当
該		当		状		況	事者に該当します。

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (平成 26 年 3 月 31 日現在)」における持株比率の記載は、株式所有割合を記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 26 年 6 月 13 日 (金曜日)
公開買付開始公告日	平成26年7月1日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。
	(電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成26年7月1日(火曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成26年7月1日(火曜日)から平成26年7月29日(火曜日)まで(20営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成 26 年 8 月 12 日 (火曜日)まで (30 営業日)となります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、161円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である 野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対 象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較 法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成 26 年 6月13日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格 の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株 当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法:100円~110円 類似会社比較法:130円~135円 DCF法:80円~180円

市場株価平均法では、平成 26 年 6 月 12 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値 100 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 100 円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。)、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 100 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 106 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 110 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲は、100 円から 110 円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲

は、130円から135円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成26年9月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、80円から180円までと分析しております。

なお、DCF法の前提とした対象者の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増益 又は減益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは、主として、競争環境の激化を原 因とする粗利率の減少による減益、ミックス粉、乾麺類の関連加工品の販売強化及び当社との業 務提携による業務の拡大による増益並びに対象者が平成26年5月9日に公表した「賃貸借契約解 除による業績に及ぼす影響について」に記載された一時的な賃貸収入の減少及びその後の賃貸収 入の回復に伴う増減益の効果を見込んでいるためです。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に本日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり161円とすることを決定いたしました。

本公開買付価格である 1 株当たり 161 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 26 年 6 月 12 日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値 100 円に対して 61.00% (小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。)、平成 26 年 6 月 12 日までの直近 5 営業日の終値単純平均値 100 円に対して 61.00%、平成 26 年 6 月 12 日までの直近 1ヶ月の終値単純平均値 100 円に対して 61.00%、平成 26 年 6 月 12 日までの直近 3ヶ月の終値単純平均値 106 円に対して 51.89%及び平成 26 年 6 月 12 日までの直近 6ヶ月の終値単純平均値 110 円に対して 46.36%のプレミアムを加えた金額となります。

なお、当社は、平成 22 年 2 月に対象者株式 123,000 株 (株式所有割合 1.23%) を 1 株 78 円で、平成 26 年 3 月に対象者株式 140,000 株 (株式所有割合 1.40%) を 1 株 111 円で市場取得しており、かかる取得価格は本公開買付価格より 83 円又は 50 円低い金額となりますが、これは、市場での取引であるため、プレミアムが付された本公開買付価格とは異なっております。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

当社及び対象者においては、これまで実務担当者レベルで事業上の協力関係を構築し、相互に補完して事業を進めて参りましたが、さらに両社の事業の根幹を成す資産、経営資源、システム、ノウハウなどの相互提供・活用にまで踏み込んで、様々な分野において従来以上の事業シナジーを実現させるための施策の検討を進めております。このような状況のなか、当社及び対象者は、平成26年4月頃より両社間で検討を開始し、その後協議を進めてきた結果、両社が同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで協力しながら迅速な事業推進につとめることが、両社の企業価値の向上につながるとの共通認識に至りました。

なお、当社及び対象者が事業シナジーを実現させ、より一層の企業価値向上を図るために検討している具体的な施策の内容については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

当社は、両社間の提携関係をさらに強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す資産、経営資源、システム、ノウハウなどの相互提供・活用を推進し、上記の具体的な施策を実現させることによって、両社の企業価値をより一層向上させることが可能になると考えております。そして、そのためには、対象者が当社の連結子会社となることが望ましいとの結論に至ったことから、当社は、本日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付

けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式 価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以 下のとおりです。

市場株価平均法:100円~110円 類似会社比較法:130円~135円 DCF法:80円~180円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した 対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去の発行者以外の者による株 券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対 象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価の 動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結 果等を踏まえ、最終的に本日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり 161 円と することを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー(算定機関)である野村證券は、当社及び対象者の関連 当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,837,000 株	一株	2,837,000 株

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,837,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,837,000 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律86号。その後の 改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法 令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 相互保有株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	2, 263 個	(買付け等前における株券等所有割合 22.73%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,042 個	(買付け等前における株券等所有割合 10.46%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	5, 100 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.22%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,042 個	(買付け等後における株券等所有割合 10.46%)
対象者の総株主等の議決権の数	9,917 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、小規模所有者及び対象者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予 定の株券等の数 2,837,000 株に係る議決権の数 (2,837 個) に、「買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数」(2,263 個) を加えた議決権の数を記載しております。
- (注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、第92期第2四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の単元未満株式40,000株から、平成26年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式438株を控除した39,562株に係る議決権の数である39個)及び上記四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の相互保有株式の数(2,000株)に係る議決権の数(2個)の合計数である41個を「対象者の総株主等の議決権の数」に加えた議決権の数(9,958個)を分母として計算しております。
- (注4) 各特別関係者の所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。) も本公開買付けの対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は1,042 個を下回ることとなります。
- (注5)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (7) 買付代金 456,757,000 円
- (注) 買付予定数(2,837,000株)に、本公開買付価格(161円)を乗じた金額を記載しております。
- (8) 決済の方法
 - ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
 - ② 決済の開始日

平成26年8月5日(火曜日)

- (注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成26年8月19日(火曜日)となります。
 - ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (https://nc. nomura. co. jp/)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が

指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,837,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の 買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,837,000株)を超える場合は、その超える部分の全部 又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分 比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に 1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は 各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イないしりに掲げる事実に準ずる事実として、 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載 すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、 公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により 公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(https://nc.nomura.co.jp/)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コールカスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号 (その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を 日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合 は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更 がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等によ り買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場

合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募 株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(10) 公開買付開始公告日

平成26年7月1日(火曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の当社の連結業績への影響の見通し

業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、FA ソリューションズより取得した対象者株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、対象者監査役3名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのことです。なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

また、当社及び対象者が実施した、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報 該当事項はありません。

以上

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、将来に関する記述が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果は大きく乖離する可能性があります。
- ・ 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。
- ・ 米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。
- ・ 国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。